

『警備業法の解説（11訂13版）』補遺

「警備業法施行規則」、「警備員等の検定等に関する規則」及び「警備員教育を行う者等を定める規程」の一部が改正され、令和元年8月30日から施行となりました。本改正により変更となった点は左記のとおりとなります。訂正の上ご使用ください。（変更のない部分は「略」と表記しています。）

【349頁・下段】  
第三十八条「略」

2 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

	警備員の区分	教育事項
一	新たに警備業務に従事させようとする警備員	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</li> <li>ロ 警備員の資質の向上に関すること。</li> <li>ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</li> <li>ニ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</li> <li>ホ 護身用具の使用方法及び他の護身の方法に関すること。</li> </ul>
二	現に警備業務に従事させている警備員	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</li> <li>ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</li> <li>ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</li> </ul>

備考

一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。

二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ニ及び

	警備業務の区分	教育事項
3	業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 前号及び次項の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。</li> <li>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</li> <li>ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。</li> <li>ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。</li> </ul> </li> </ul>

【略】

警備業務の区分

教育事項

備考

業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験

験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。

一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数(当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるとする。第四号において同じ。)又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数

三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数

四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

4 新たに警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証(法第二条第一項第一号の警備業務に係るものを除く。)及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。)に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育の種類	
一	二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	二十時間
二	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けた	業務別教育	十時間

けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分とするもの(三の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)

合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの(四の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)

機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの(五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)

機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの(六の項及び七の項に掲げる警備員で最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの又は警察官の職にあつた期間が通算し

五	四	三
基本教育	基本教育	業務別教育
三時間	十時間	三時間

	<p>て一年以上であるもの</p> <p>最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事させようとするもの（三の項及び五の項に掲げる警備員を除く。）</p>	<p>七</p> <p>最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上である警備員（二の項から六の項までに掲げる警備員を除く。）</p>
	<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>基本教育及び業務別教育</p>
	<p>七時間</p>	<p>十三時間</p>

5 現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種類の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の上欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

<p>警備員の区分</p>	<p>二の項に掲げる警備員以外の警備員</p>	<p>二 合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明</p>
<p>教育の種類</p>	<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>業務別教育</p>
<p>教育時間数</p>	<p>十時間</p>	<p>六時間</p>

<p>書に係る種類の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国家公安委員会が定めるものを除く。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種類の警備業務に従事させているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの</p>	<p>備考</p> <p>一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。</p> <p>二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。</p>	<p>6 警備員教育は、第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書に記載する教育計画に基づき、適切かつ効果的に行わなければならない。</p> <p>【361頁・上段】  <b>第六十六条</b> 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 〔略〕</p> <p>五 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書</p> <p>六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する</p>
---	--	--

旨を付記した書類

七・八「略」

- 2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後において、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。
- 3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

附則（令和元年八月三〇日内閣府令第二四号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の前日に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書（この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。）についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後に」においても、その終了の日」とあるのは「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二四号）の施行の日の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二四号）の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【439頁・上段】

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条「略」

種別	警備員	人数
一（三）「略」		
四 雑踏警備業務	<p>1 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員</p> <p>2 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所（当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、一人</p> <p>雑踏警備業務を行う場所ごと（当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごと）に、一人以上</p>
五〇八「略」		
備考		
一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に用いられる金属探知機、エックス線透視装置その他の機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。		
二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たっては、雑踏警備業務を行う場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。		

【446頁・上段】

（講習会の実施基準）

第十七条「略」

一～四「略」

「号を削る。」

五～十四「略」（一号ずつ繰り上げる。）

【461頁・上段】

別表第二（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
「略」	「略」	「略」	1 手荷物等検査用機械器具の構造、 動作原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。
			2～5 「略」

附則（令和元年八月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

【512頁・下段】

（業務別教育を行うことができる者）

第二条 府令第三十八条第三項の表の備考の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力

を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者

（教育義務の除外に係る警備員）

第三条 府令第三十八条第五項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。

この度の改正に伴い、「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」（平成二十七年二月二一日付け警察庁丙生企発第一一三二号）は廃止となり、新たな解釈運用基準が定められました（警備業法等の解釈運用基準について（通達）」（令和元年八月三〇日付け警察庁丙生企発第二三三三号））。令和元年八月三〇日付け警察庁丙生企発第二三三三号）をまとめたファイル「警備業法施行規則及び警備員等の検定等に関する規則等の一部改正について」を全国警備業協会ホームページに掲載しております。左記URL又はQRコードからダウンロードの上ご使用ください。

<http://www.aissa.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/kisoku-kaisei.pdf>

